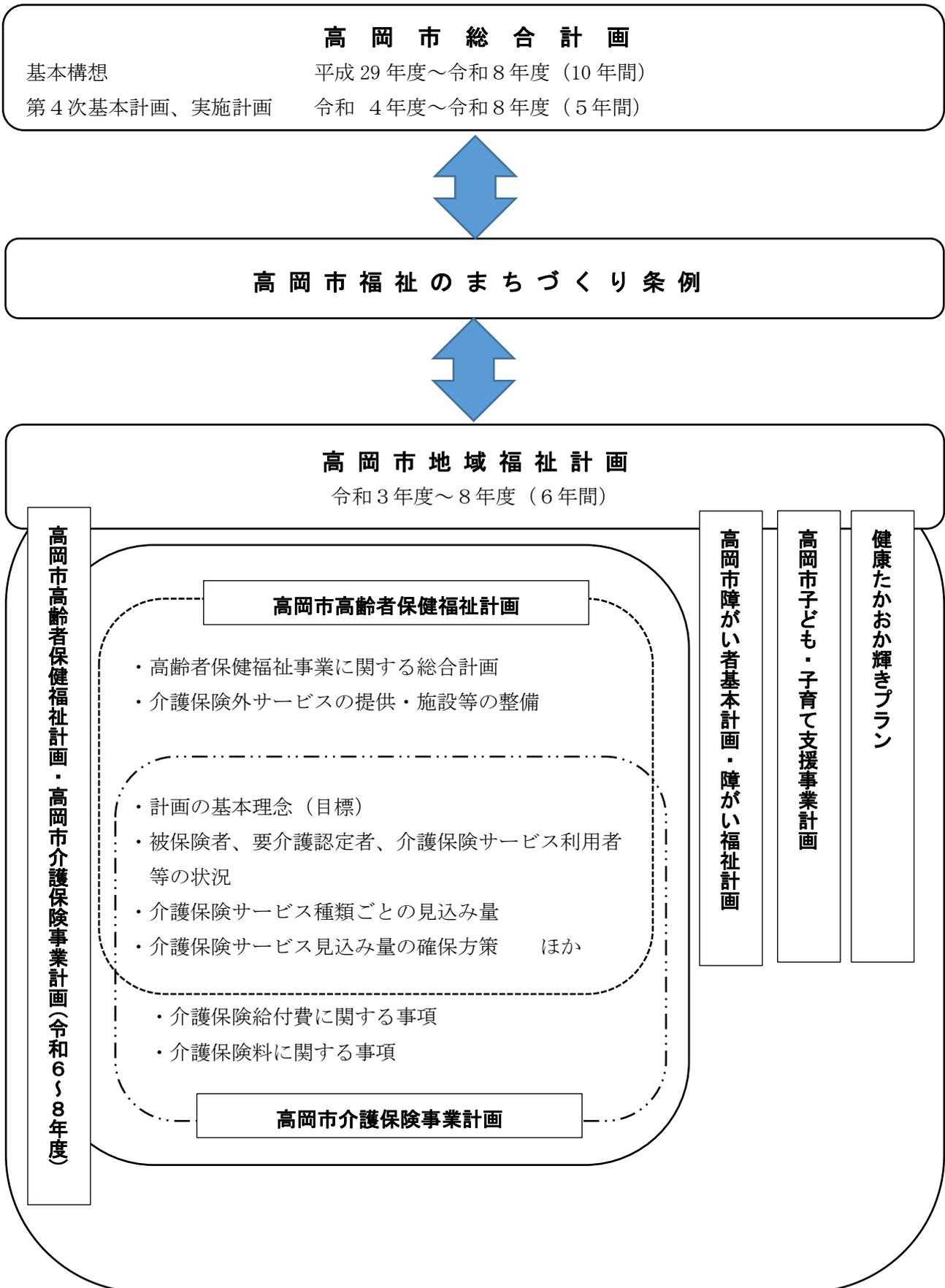


高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画と他の福祉保健計画との関係



1 計画策定の目的

①高齢者保健福祉計画

老人福祉法に基づくすべての高齢者を対象とした老人福祉計画であり、老人福祉サービスや高齢者の介護予防、健康の増進に資するための基本的な政策目標を設定し、その実現のために取り組むべき施策を定めるもの。

②介護保険事業計画

介護保険法に基づく介護の必要な高齢者等を対象とした計画であり、介護保険の適正な給付を目指し、要介護認定者数の推計等を踏まえ介護保険サービスの必要量の見込等を定めるもの

2 計画策定の法的根拠

① 高齢者保健福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

② 介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と一体的に作成することになっている。

3 計画期間 2024 年度～2026 年度（令和 6 年度～令和 8 年度）

4 計画策定体制

国から示される「※基本指針」の内容や、高岡市の状況、皆様のご意見を踏まえ高岡市介護保険運営協議会で検討・協議していく。

※基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。